

仕 様 書

1. 件 名 自動車用ガソリン（1号）予定数量500Lほか2点買入
（共同調達）

2. 予定数量 （各油種内訳）

ガソリン（ハイオク） 500L

ガソリン（レギュラー） 93,700L

軽 油 14,150L

各地域における予定数量の詳細は、別紙のとおり

3. 履行場所 受注業者及び受注業者と提携するスタンド渡し（店頭）

4. 対象車両 別紙の各事務所にて指定する車両及び携行缶

5. 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

6. 支払条件 1か月毎

7. 発注機関 北海道運輸局、札幌管区气象台、第一管区海上保安本部

8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

（1）本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

（2）（1）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（3）（1）及び（2）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

（4）本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害を生じた場合は協議する。

9 . 仕様（各発注機関共通）

（ 1 ） 本契約は単価契約とする。予定数量は年間の見込み数量であって増加・減少するものであることから、変動があっても異議を申し立てないこと。

（ 2 ） 発注者の事務所所在地の最寄りの履行場所（給油スタンド等）は、別紙にある各事務所の所在地から 3 k m 以内を原則とし、これによりがたい場合は、入札書提出前に「各発注機関の担当者」の確認を受けること。

また、その他提供が可能な履行場所（給油スタンド等）の住所が分かる一覧等も各発注機関へ速やかに提出すること。

（ 3 ） 受注業者は、契約後に各発注機関から依頼された給油カード又は給油伝票等（必要車両分及びレンタカー用）を速やかに発行すること。

なお、発行した給油カード又は給油伝票等にて、同一価格の給油が可能であること。

（ 4 ） 毎月の請求額は、契約単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（1円未満を切り捨てた額）にて、各発注機関に分けて作成し、それぞれの担当官へ請求するものとする。

また、請求時には、事務所毎に区分した資料（納品日と数量が分かるもの）を提出すること。

（ 5 ） 受注業者は、各発注機関からガソリン、軽油の品質管理証明書（社内試験成績表等）の提出を求められた場合は、これに応じること。

（ 6 ） その他、仕様内容について不明な点や疑義がある場合は、双方協議の上担当者の指示を受けること。

1 0 . 物価変動等に伴う契約金額の価格改定について

別紙「契約単価の変更に関する特約条項」によるものとする。

1 1 . その他

（ 1 ） 入札担当者

第一管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係（ :0134-27-0118 ）

(2) 「 9 . 仕様 (2) 」 の担当者

北海道運輸局総務部会計課 調度管財係 (:011-290-2713)

札幌管区气象台会計課 第二契約係 (:011-611-6170)

第一管区海上保安本部経理補給部補給課 補給調達官 (:0134-27-0118)

発注機関の略称
「運輸」…北海道運輸局 「気象」…札幌管区气象台 「一管」…第一管区海上保安本部

地域	発注機関	名称 <給油カード又は チケット等の個数>	住所	年間予定数量(L)		
				ハイオク	レギュラー	軽油
札幌	運輸	北海道運輸局(本局) <7個>	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	500	5,000	
		札幌運輸支局 <3個>	〒065-0028 札幌市東区北28条東1丁目		1,800	
	気象	札幌管区气象台 <6個>	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条 西18-2		4,800	1,800
札幌地区 合計				500	11,600	1,800
小樽	一管	第一管区海上保安本部 <26個>	〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎		23,900	4,400
		小樽海上保安部 <11個>				
小樽地区 合計				0	23,900	4,400
千歳	気象	新千歳航空測候所 <3個>	〒066-0012 北海道千歳市美々 新千歳空港内		600	
千歳地区 合計				0	600	0
函館	運輸	函館運輸支局 <3個>	〒041-0824 函館市西桔梗町555-24		1,800	
	気象	函館地方气象台 <3個>	〒041-0806 北海道函館市美原3-4-4		2,400	
	一管	函館海上保安部 <6個>	〒040-0061 函館市海岸町24-4		7,400	100
函館地区 合計				0	11,600	100
旭川	運輸	旭川運輸支局 本庁舎 <2個>	〒070-0902 旭川市春光町10		1,300	
	気象	旭川地方气象台 <3個>	〒078-8391 北海道旭川市宮前1条3丁目 3番15号 旭川合同庁舎		1,100	1,200
旭川地区 合計				0	2,400	1,200
稚内	運輸	旭川運輸支局 稚内庁舎 <1個>	〒097-0023 稚内市開運2丁目2-1 稚内港湾合同庁舎		500	
	気象	稚内地方气象台 <3個>			1,000	600
	一管	稚内海上保安部 <5個>			4,700	30
稚内地区 合計				0	6,200	630
紋別	一管	紋別海上保安部 <4個>	〒094-0011 北海道紋別市港町5-3-10		3,200	30
紋別地区 合計				0	3,200	30

発注機関の略称
「運輸」…北海道運輸局 「気象」…札幌管区气象台 「一管」…第一管区海上保安本部

地域	発注機関	名称 <給油カード又はチケット等の個数>	住所	年間予定数量(L)		
				ハイオク	レギュラー	軽油
室蘭	運輸	室蘭運輸支局 本庁舎 <2個>	〒050-0081 室蘭市日の出町3丁目4-9		1,700	
		室蘭運輸支局 入江町庁舎 <1個>	〒051-0023 室蘭市入江町1-13 室蘭地方合同庁舎		500	
	一管	室蘭海上保安部 <5個>			10,400	30
	気象	室蘭地方气象台 <3個>	〒051-0012 北海道室蘭市山手町2-6-8		1,100	2,300
室蘭地区 合計				0	13,700	2,330
苫小牧	運輸	室蘭運輸支局 苫小牧海事事務所 <2個>	〒053-0004 苫小牧市港町1丁目6-15		600	
	一管	苫小牧海上保安署 <3個>	苫小牧港湾合同庁舎		3,200	30
苫小牧地区 合計				0	3,800	30
釧路	運輸	釧路運輸支局 <4個>	〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2-13		2,600	
	気象	釧路地方气象台 <4個>	〒085-8586 北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎		2,600	1,200
	一管	釧路海上保安部 <5個>	〒085-0022 北海道釧路市南浜町5-9		6,000	200
釧路地区 合計				0	11,200	1,400
帯広	運輸	帯広運輸支局 <2個>	〒080-2459 帯広市西19条北1丁目8-4		900	
	気象	帯広測候所 <3個>	〒080-0804 北海道帯広市東四条南9-2-1		200	800
帯広地区 合計				0	1,100	800
北見	運輸	北見運輸支局 <2個>	〒090-0836 北見市東三輪3丁目23-2		1,400	
北見地区 合計				0	1,400	0
網走	気象	網走地方气象台 <3個>	〒093-0031 北海道網走市台町2-1-6		900	1,400
	一管	網走海上保安署 <3個>	〒093-0005 北海道網走市南5-7		2,100	30
網走地区 合計				0	3,000	1,430
合計数量(L)				500	93,700	14,150

契約単価の変更に関する特約条項

(特約の目的)

第1条 この特約は、契約書第7条1項に基づく特約条項として、契約単価に係る価格改定について、発注者(甲)及び受注者(乙)において公平かつ客観的な基準をあらかじめ定めることにより、適正な価格の取引と、単価改定の事務手続きに要するコストの縮減及び迅速化を図ることを目的とする。

(契約単価改定基準)

第2条 契約単価の改定基準は以下のとおりとする。

1 基準とする指標

一般財団法人経済調査会発行の「デジタル物価版」(以下「物価版」という。)に掲載される「札幌スタンド渡し スタンド給油」における各品目の価格とする。

2 価格調査及び実施者

開札日以降毎月1回、物価版(月の最初に発行される号)発行時に、甲が実施する。

3 改定単価

前回基準とした指標(初回価格調査については、開札日において最新の物価版)に対して、1円以上の増減があった場合に、当該増減額を改定前の単価に増減した価格を改定単価とする。

4 改定単価適用日

価格調査を実施した日の当月1日以降納入分から適用する。

(契約単価改定の方法等)

第3条 甲は、前条による新たに改定単価を算定した場合、乙に通知する。

乙は、甲から通知された改定単価に異議がある場合は、通知の日から起算して14日以内に書面により申し立てるものとし、その場合の改定単価は甲乙協議とする。

(急激な物価変動時等の対応)

第4条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不相当であると認められる場合は前3条の定めにかかわらず、契約書第7条2項による契約単価を変更することが出来る。

以上